

# 青森県報

号外第二十八号

平成二十四年  
四月一日  
(日曜日)

## 目次

### 訓 令

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 一

### 告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (財政課) …… 一

包括外部監査契約の締結…………… (行政経営推進室) …… 二

青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による閲覧場所の一部改正…………… (県民生活文化課) …… 二

騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等の廃止…………… (環境政策課) …… 二

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の廃止…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

振動規制地域の指定、振動規制基準の設定等の廃止…………… (同) …… 三

青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料及び常設展の観覧の場合の特定期間…………… (教育庁文化財保護課) …… 三

出先機関…………… (東青地域) …… 三

自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定…………… (県民局) …… 三

## 訓 令

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第六中

34	33
34	34
34	34
35	34
35	34
35	34
36	34
36	35
36	
37	
37	
37	
37	
38	
38	
38	
38	
39	
39	
39	
39	
40	

を

35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

## 示

青森県告示第二百六十四号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「相模原市」の下に「熊本市」を加える。  
第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

青森県告示第二百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成二十四年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

加藤 聡

東京都世田谷区喜多見九丁目二四の四九

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百六十六号

平成十年十二月一日青森県告示第七百九十三号（青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による閲覧の場所）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「第九条第三項」を「第十条第一項」に、「閲覧」を「閲覧等」に改める。

青森県告示第二百六十七号

昭和四十七年三月二日青森県告示第百六十九号（騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等）は、廃止する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百六十八号

平成十一年四月一日青森県告示第二百二十三号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）は、廃止する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百六十九号

平成十二年四月一日青森県告示第二百九十七号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）は、廃止する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七十号

平成十二年四月一日青森県告示第二百九十八号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）は、廃止する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七十一号

平成十三年四月二十七日青森県告示第三百十六号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）は、廃止する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七十二号

昭和五十二年十二月二十七日青森県告示第八百九十七号（振動規制地域の指定、振動規制基準の設定等）は、廃止する。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七十三号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成二十四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

特別展「ぼくらのがつり」	区	金額（一回につき）
	分	
個人	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百四十円）
	一般	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円）

観覧

団体（二十人以上のものに限る。）	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一人につき二百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、百六十円）
	一般	一人につき四百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、三百十円）

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十五年一月一日から同年二月二十八日まで

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定により自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年四月一日

東青地域県民局長 北 山 功 三

一 自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目二の三

2 名称

社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田二二九の二三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目二の六六

八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地一丁目九の一  
八戸軽自動車会館内

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭